

平成 30 年 3 月 12 日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会長 橋山 浩

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成 29 年 12 月 19 日付け厚生労働省発生食 1219 第 1 号をもって諮問された、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の 5 (2)、6 (2) 及び 7 (2) 表中「カカオ豆及びコーヒー豆」に掲げる部位を変更することについて、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

カカオ豆の分析部位の変更について

1. 現状

食品衛生法におけるカカオ豆の分析部位は、食品、添加物等の規格基準第1食品Aの部食品一般の成分規格の5(2)、6(2)及び7(2)検体の表（以下「検体の規定」という。）中「カカオ豆及びコーヒー豆」で『豆』と規定されている。

カカオ豆の検体として規定されている『豆』は、外皮が容易に除去できないことから、従来、外皮を含めて調製した試料において検査を実施し基準の適否を判断してきた。一方で、EU諸国では、外皮を除去した試料において検査を実施していること、近年、我が国でも選別機の開発・導入により外皮の除去が可能となっていることから、新たに基準値の見直しを行った一部の農薬等については、「カカオ豆（外皮を含まない）」との基準値を設定している。

このようにカカオ豆について2種類の基準が混在しており、検査部位の統一が必要となっていることからその方法について検討を行った。

2. 検討結果

今後は、国際的状況から、カカオ豆の検体は外皮を含まない部位に統一することが望ましいことから、検体の規定を改定し、カカオ豆の検体は原則として「外皮を除去したもの」に改める。

一方で、農薬の残留基準は、原則として当該農薬の使用基準に従った作物残留試験の成績を根拠に設定されており、基準値が「カカオ豆（外皮を含まない）」と規定されている以外の農薬については、外皮を含めた基準値と解されている。

このため、これらの農薬については、検体の規定を従来どおり外皮を含む「豆」とし、外皮を除いたデータに基づく基準値の設定又は基準値の削除がなされた場合には、当該部分の農薬名を削除する。

なお、基準値が「カカオ豆（外皮を含まない）」とされている農薬については、基準値の改定の際に「カカオ豆」と記載を改める。

(参考)

これまでの経緯

平成 4年10月27日 残留基準告示改正

平成29年12月19日 薬事・食品衛生審議会へ諮問

平成29年12月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

○穂山 浩	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
石井 里枝	埼玉県衛生研究所化学検査室長
井之上 浩一	立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室准教授
折戸 謙介	麻布大学獣医学部生理学教授
魏 民	大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学准教授
佐々木 一昭	東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐藤 清	元 一般財団法人残留農薬研究所理事
佐野 元彦	東京海洋大学海洋生物資源学部門教授
永山 敏廣	明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター基礎薬学部門教授
根本 了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村 瞳子	日本生活協同組合連合会組織推進本部長
宮井 俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一	静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授

(○：部会長)

答申(案)

食品一般の成分規格の 5 (2) 検体

食 品	検 体
カカオ豆	外皮を除去したもの
コーヒー豆	豆

食品一般の成分規格の 6 (2) 検体

食 品	検 体
カカオ豆（グリホサート、クロロタロニル、ジクロルボス及びナレド、ビオレスメトリン、ピレトリン及びフェニトロチオンに限る。）及びコーヒー豆	豆
カカオ豆（グリホサート、クロロタロニル、ジクロルボス及びナレド、ビオレスメトリン、ピレトリン及びフェニトロチオンは除く。）	外皮を除去したもの

※「デルタメトリン及びトラロメトリン」の検体は「豆」であるが、平成 29 年 11 月 14 日に開催した薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会でカカオ豆の基準値を削除する案が採択された。